

## 令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月6日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 1名 6番 今井 清

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳  
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明  
教育次長 羽場雅敏 建設環境課長 篠原英男 産業振興課長 櫻井 豊  
会計管理者 羽場厚子  
たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午前11時13分

議長（田中三江君） おはようございます。これから、本日3月6日の会議を開きます。  
報告します。6番、今井 清君から欠席届が出ております。

◎日程第1 議案第3号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第3号 立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定につ  
いての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） それでは、伺います。新しく空き家を改修して、町営住宅を改修して移  
住者に供するという理解をしておりますが、入居者の資格のところでお伺い  
いたします。

まず第1に、（2）のところに2人以上の世帯であることと書いてあります。なぜ  
複数なのでしょう。単数の方でもいいのではないかという点が1点。

2点目は、（4）の敷金を支払う能力、3か月が予定されています。これは何のた  
めに敷金を預かるのでしょうか。公営住宅で本当にそれが必要なかどうか、その目  
的について伺います。

3つ目は、（5）市区町村民税を滞納していないものであることということなんで  
すが、これはどのように確認するのでしょうか。

この3つお願いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。第4条第2号の、2人以上の世帯であることが、  
当町の場合、子供の数よりも増加させたいという思いがございます。夫婦、例えば親  
子でなるべく子供のいる方に入っていただきたいという思いもございまして、2人  
以上の世帯とさせていただいております。

第4条の、この条例の規定に基づく敷金の関係なんですけれども、敷金、ほかの子  
育て支援住宅を見ても一応家賃の3か月分という規定がございまして、保証金として  
家賃の滞納、あと個人に帰すべき損害賠償等もあるので、保証金として最初に敷金  
として家賃の3か月分をもらうということでございます。

それと、市区町村民税等を滞納していないもの。これにかかわらず、ほかの住宅の  
設置及び管理条例、あと補助金等もこの規定はございまして、未納のない方を対象に  
町が家を貸し出すというものでございます。

以上です。

この確認につきましては、納税証明書をもらうということをいたします。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 子供の数を増やしたいということなんですけれども、移住者を増やすという点では、1人の方用の町営住宅がまず非常に限定的なんです、立科町の場合は。だから、まず1人でも移住していただいて、その間、縁があってということも考えられるので、そこはあえて言う必要があるんですか。そこは2人以上の場合、かなりの応募者は多いというふうに思われますか。

それから、4番目のところなんですけど、保証金としてということなんですけれども、これは一般の民間住宅でそうになっているんですけど、公営住宅の場合は、特に移住促進で立科で暮らそうという人に対して3か月というのを入れるとかなりハードルが高いんじゃないかと思うんですけども、誘致策としてそういうことも少しは考える必要があるんじゃないかと思うけれど、そういう検討はされたんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。1人の方の住宅ではどうかということですが、移住相談等をしている中でやっぱり1人という方は少のうございまして、夫婦、あと親子、そういう方が多いという現状もわきまえて、2人以上の世帯とさせていただきます。

それと、敷金については、当然いろいろな検討をした中で、やっぱり子育て支援住宅等の中で3か月の家賃ということで規定してある。そういったものを最終的には参考にして、先ほど言った保証金の部分としてもらうということで今回上程させていただいております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） じゃ、子供の数を増やしたいということと、相談に大変家族・夫婦が多いということで、応募率も多だろうと予測されるということで期待があっているということですね。わかりました。

次の敷金の3か月ですけども、これはほかでやってるからという、それというのはあまり理由がよくわからないんですけど、公営住宅の場合は住宅に困っているというのが多いんだけど、この場合は移住促進ということなんですけど、預かった3か月のお金というのは、いわゆる本人の故意によるものとかそういうことの中で、差っ引かれて返されるという通常の考え方でいいんですか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。敷金の取扱いについては、4ページ、第16条の第2項、前項は敷金を徴収することを言っておりまして、敷金は入居者が住宅を空け渡すときこれを返還する。ただし、未納の家賃等、または損害賠償があるときは、敷金の中からこれらを控除した額を返還するというので、返還される場合に滞納等がなければ全額完付するということになります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はありませんか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、柴間です。第4条の、私の方は（3）であります。世帯主が45歳未満であることというところの部分でありますけれども、45歳とした根拠を教えてください。

と申しますのは、農家の場合は、移住してきてりんごを作りたいというような方が、結構45歳以上の方がおられます。そうした場合に、りんごを作るということになれば、当然長期的にこちらの方に移住をしてきたいという方もおるわけでありまして、そういう場合には、45歳未満というのはちょっと若過ぎるのではないかと思うんですが、45歳とした理由をお聞かせください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。提案理由の説明時にも説明させていただいておりますが、なるべく長い期間、当町に住んでもらえる方を優先することから、世帯主の年齢が45歳ということを見せていただいております。

先ほどの村田議員の質問もそうなんですけれども、移住相談等をしている中で、応募者が多いという感触をつかんでおります。その中で、できるだけ長く立科町に住んでいただける方を優先したいという思いから、45歳という言い方をしております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 45歳ということで決めたところは、ほかの例を見てということでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。長野県でもほかにも移住促進住宅なり長期滞在移住のための長期滞在住宅等があるんですけれども、やはり他の市町村の要項も確認した中で、この規定をつくっております。この年齢についても、それを参考にした部分もございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第2 議案第4号

議長（田中三江君） 日程第2 議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の質問を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。手数料のところでお伺いをいたします。

開示請求に関わる手数料は無料とすると。ただし、保有個人情報が記録されている

地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、費用を負担しなければならない。これはコピー代のことかなというふうに理解するわけですが、当町では自衛隊員の適齢の名簿提供というのが行われているというふうに私聞いているんですけども、これは代金はどのように請求しているのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。先ほどの自衛隊員の話は私は分からないんですけども、この開示請求における手数料については、A4・1枚、白黒で10円ということで、請求を出して納めていただいております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君、議題外のことは質問なさないようお願いいたします。

7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 個人情報保護法施行条例ということで一本化されるので、これがまた町の基本になると認識しておりまして、その点で質問をしています。

じゃ、総務課長にお伺いします。今自衛隊への名簿提供というのが全国的に問題になっているんですけど、個人に問い合わせることなく提供していると、以前私調査したときにそのようにお答えでした。

そのときに、この文書でいくと、今A4・1枚だと白黒10円だということになっているんですが、となると、自衛隊・防衛庁にそういう行政個人情報を提供する場合には特例で無料にしているのかどうか。そこはどのような規定、規定がないものですか。ちゃんとそれは1枚当たり幾らということで請求することになるのでしょうか。確認です。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今、自衛隊員の名簿ということで、個別の案件につきましては手持ちの資料がございませんので、お答えすることができませんので、ご容赦ください。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 個別の案件とおっしゃいましたけれども、個人情報の保護に関わる重大な問題だというふうに思います。個人の同意なしに自己情報を提供することがあってはならないというふうに私は思っておりますけれども、この手数料には特例のことが書いていないんです。文書を発行するときには1枚10円ですか、ということになっているということであれば、国に対してもそういう情報提供の場合はちゃんと請求するのかどうか、しているのかどうか、そこを確認もしたいし、これからはどうするんだと。

もしそうだったら、国に対する特例は設けなくていいのかということが問われると思うんですけども、これは個別の案件ともなんじゃないので、個人情報の取扱いに関することをここで改めて町でちゃんとつくろうという話ですから、そこはお願いし

ます。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） あくまでも町の個人情報保護条例でございますけれども、上位法の法律に規定のあるものにつきましてはその法律にのっとった事務処理をさせていただいております。

今後につきましても、そのように取扱いをさせていただく予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第5号

議長（田中三江君） 日程第3 議案第5号 立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第6号

議長（田中三江君） 日程第4 議案第6号 立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第7号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 確認ですけれども、お願いします。今回は、水道事業及び下水道事業審議会を追加するという内容になっているのですが、これは今まであったのかなかったのか、今まであったけれども今回はここにまとめることにしたのかどうか。

もしこれが新しくつくられるのであれば、なぜ今これをつくる必要があるのか、もう一回、その必要性についてお答えください。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） まず、この審議会があったかどうかにつきましては、新規で設

置になります。

なぜ新規でという形になりますが、今回、国の方から社会資本整備総合交付金等の交付に当たるための要件等の運用という通知が出ております。その中に、使用料改定の必要性の検討方法という事がありまして、下水道の使用料等の改定の必要性を検証するとともに、検証結果を踏まえ、経費の回収率の向上に向けたロードマップ、おおむね10年程度で段階的な使用料の適正化や経営等の具体的取組、実施予定及び業務指標の記載というものが、基本的に有識者等の意見を聞いたもので作成されたものを今回、下水道も行っております経営戦略の見直しの際に記載するということが交付金の交付要項の方に入ってくる予定になっております。

今回、経営戦略の見直しを下水道を行っているという形の中で、この運用の要項に適用するために設置をして、意見等を伺っているということになります。

以上になります。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第8号

**議長（田中三江君）** 日程第6 議案第8号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第9号

**議長（田中三江君）** 日程第7 議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** このたび報酬改定に伴ってということで提出されているのは承知しています。金額も引き上げられたというふうに認識しているので、結構だと思うんですが、と同時に、自動車係、ラッパ係、機械係、警鐘係というのがカットされました。その理由はどういうことでしょうか。そういう係がなくなったのかどうか。それとも、ほかのと兼務して、わざわざ係を設ける必要がなくなったのかどうか。ちょっとその方お願いします。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えいたします。こちらにつきましては今回消防団員の報酬等引上げに伴いまして削除するものでございますが、今までも件務という形で報酬を支払

いをさせていただいておりました。しかしながら、今回の改定に伴いまして引上げと  
いうことをございまして、総体的にその中で賄えるということで、今回削除をしたも  
のでございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第10号

**議長（田中三江君）** 日程第8 議案第10号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** それでは、質問をいたします。今回、会計年度任用職員の給与を職員に  
合わせると、準ずるということでは大変いい改定だなと思います。そのところは評  
価したいと思いますが、そこでちょっと、もう少し詳しく伺いたいんですが、全体に  
今回の引上げの特徴は何なのかということと、何%上げ、影響はどのくらいなのかと。

それから、号俸が、号給が随分最後までたくさんあるわけですけれども、職員のほ  
うは1年ごとに4号俸上がると。何かあればその辺が調整されるんですが、そういう  
ふうな認識でおります。会計年度の皆さんの昇給の上げ方というのはどのようなもの  
を考え、どのことのように考えられるのかということと、毎年昇給するということにな  
ると、私は継続するということが大前提であろうと思います。そうあってほしいと  
思うんですけれども、立科町の会計年度任用職員に対する基本的な考え方です。これ  
だけしっかり90号俸まで用意されていらっしゃるの、その基本的な考え方について  
お伺いしたいと思います。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず、今回の給料表の改定ということがほとんどでございますけれ  
ども、会計年度任用職員については、その任用条件、また雇用期間や勤務時間、格付  
等、年度によって変更がございます。影響額につきましては、正確には把握をしてお  
りませんが、一般職の職員の給料表の改定率については、提案説明でも申し上げまし  
た。平均で0.22%上昇と、引上げということでございます。

この会計年度任用職員に適用しています1級・2級の若い号俸のほうです。こちら  
につきましては、若年層に配慮されたということもありまして、手厚い改定率となっ  
ております。

具体的には、行政職1級2号俸を見ていただくと、こちら月額で4,300円増額して  
おります。改定率につきましては2.86%と。一般職のその平均よりはかなり手厚くな  
っているということでございます。



この月額4,300円、これはフルタイムで計算させていただきますと、この額で試算した場合、月の報酬12か月分、あと賞与の2.55月、合わせまして年間約6万1,000円ほどの増額となる見込みでございます。

ただ、令和4年度から同条件で引き続いている職員と比較をして、他の方、比較してみますと、この等級の格付によりまして4万円から6万円程度、フルタイムで年額で上昇をするところが多く占めている状況ということでございます。

また、あと昇給につきましてですけれども、あくまでも会計年度任用職員につきましては、会計年度の年度当初、こちらに給料の格付の提示をさせていただいて確認書を通知をしているものでございますので、毎年度格付が見直しをされているということで、この制度を運用しているところでございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑は。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 今フルタイムのことでおっしゃったんですけど、年間で4万から6万ということになると、短時間勤務の人はもっと少ないわけですよ。そこら辺は出てますか。

そのことと、もう一つ、先ほど私言いましたけど、一般職員は1年たてば4段階上がるわけです。通常、問題なければ、普通にやっていたらなんですが、会計年度任用職員の場合の昇給はどのようなものでしょうか。ちょっとお答えがなかったのでお願いしたいと思います。（発言の声あり）

会計年度任用職員というのは、基本的に1年とか言っているんですけど、せっかくの経験を継続するためには、もうできるだけ長く働いてもらうのが、私はこの制度はあまり好きではないというか、正職にすべきだと思っているんですけど、ここら辺の継続に関する考え方、そこはお伺いしておきたい。そうしなければ、せっかく給料が上がって90号俸まで規定されたのもったいないと思っているんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 先ほど、例といたしまして月額ということで、フルタイム任用職員、会計年度任用職員の金額を申し上げましたけれども、もしこれがフルタイムが7時間45分でございます。6時間半で任用されていますパートタイム会計年度任用職員で計算をすると、約8割強ぐらいで5万円程度の増加になるかなと、今試算をしますとそれぐらいだと思います。

あと、やはり先ほどの昇給につきましても、あくまでも継続されていらっしゃる方につきましては、毎年の人事評価等で評価をしたものが翌年度評価の実績としまして格付がされるものと承知をしているところであります。

また、会計年度任用職員につきましては、長期間働いていただける人は働いていただきたいというものの考えは町としても持っておりますし、また、制度として定年制

度もございませんので、なるべく長くその技術と知識を生かしていただければと考えているところでございます。

以上です。（（昇給につきましてはいいですか）の声あり）

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** 1つ、もし昇級するとすれば、1号俸なのか4号俸なのかというところがございますけれども、それはあくまでも人事評価で加味をしながら、号俸につきましては格付をしていく予定でございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第9 議案第11号

**議長（田中三江君）** 日程第9 議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 国民健康保険条例の税率改定については、全員協議会でも報告をされました。そこで、私も認識をしましたところによると、均等割と平等割については据え置くと。ただし、資産割額を20%下げ、その分——端数を言いませんでしたけど、所得割を10%上げるというふうに、ざっと計算するとそうなるのかなということで報告されているわけなんですけど、そうすると、高齢で所得がなくなっていたら資産をたくさん持っている方にとっては資産税割額が軽減されるので軽減になるよと。それはよくわかりますが、問題は若年層で、例えばアパートで暮らしているような方は資産ないわけです。そういう方の所得割というのが上がると国保税の引上げになるわけですが、そういう方たちを何人くらい見込んでいるのかということと、影響額についてお伺いいたします。

まずそれを伺った上で、このように資産がなく所得割が引き上げられると一層重くなる、その若年層に対する支援策は考えていないのか。影響額の問題と含めて、1人当たり平均でどのくらい引き上がるのかと含めて、支援策についてはどのように検討されたのかについてお伺います。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** まず、国保の中で若年層の世帯かどうかというところは、ちょっとこちらでも確認はしておりませんが、今回、減額また増額となる、改定について増額となる世帯については全体の54.5%を見込んでおります。あくまでも令和4年度の課税実績によるものでございます。

逆に、減額となる世帯については45.4%程度を見込んでおります。それくらいの、

50%、半々ぐらいを見込んでいるんですけども、このうちの課税状況の中で資産割の課税世帯については53.5%程度でございます。議員ご質問の、若年世帯かどうか分かりませんが、資産割の課税とならない世帯については50%弱ほどいるのかなと考えております。

今回の資産割を廃止することで、そこの恩恵を受けないと見られる世帯につきましては、あくまでもこちらにつきましては、保険者と保険としての保険者の運営自体を見込んでいるものでございますので、課税に対する不公平感等、あと平等性、それらを加味した税率の見直しということでございます。軽減につきましては、特に考えておりません。

今回の改正につきましての状況につきましては以上でございますが、答えになっておりますでしょうか。

**議長（田中三江君）** 7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** ちょっと確認します。まず、ほとんど同額だというのが54.5%で、減る人が45%だということになると、単純計算すれば増額になる人は0.1%ということなんでしょうか。ほとんど変わりませんという、この改定によって変わらないということなんでしょうか。

だとすれば、この間の全員協議会の資料によると、大体平均280万円くらいの調定額が増えています。それ考えると、この分は増えるんじゃないかなと単純に思ったんですけど、今のご説明だと同額か減額の方が多かったら増えるのはごく僅かのような感じがするんですけど、その調整はどうでしょうか。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** ちょっとはつきり申し上げなかったので申し訳ございませんが、同額ではなくて増額でございます。増額となる見込みの世帯が54.5%でございます。よろしいでしょうか。

それで、今回の改正で、影響額につきましてですけども、資産割では約250万円の減額、所得割につきましては約580万円の増額を見込んでおりますけれども、令和5年度の納付金の納付額、必要な税額につきましては約1億4,200万円ほどを見込んでおります。不足する額につきましては、基金の取崩し等によりまして対応する予定でございますので、やはりこれでも所得割、本来ですとまだ引上げ幅があるのかなと思っておりますが、今回につきましては、コロナ禍ですとか物価の高騰等を配慮しまして、低く抑えているものということでご理解をいただければと思います。

以上です。

**議長（田中三江君）** 7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 最後に確認ですが、先ほど私が同額と言ったのは、増額の間違いだということですね。増えるという意味ですね。確認です。

じゃ、増えるところは半数以上になってしまうと。減る人も約半数近くいるんです

けど、増えるほうが圧倒的に多いよということを確認しました。

それと、今ほら、社保なんかに入れない、特に非正規雇用が大変多いわけですけど、そういう人たちにとって、資産もない方たちなわけで、かなり重くなるかなという感じがするんですけども、そういう方たちの納税相談というか、一度に上がる額が大体マックスでどのくらいになってしまうのか。最大にですよ。そういう場合には国保税の徴収猶予とかあるいは分割とか、そういう相談には応じていただく、あるいは減額とか。そういうことに応じていただけるのかどうか確認します。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 低所得者等につきましては、条例の中でも軽減制度ございます。また、納付相談につきましても丁寧に、そのような場合につきましては説明をさせていただいて対応していきたいと考えております。

以上です。（発言の声あり）

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 持ち合わせておりません。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第10 議案第12号

議長（田中三江君） 日程第10 議案第12号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第11 議案第13号

議長（田中三江君） 日程第11 議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第12号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。（発言の声あり）13号、いいですね。13号、（「今12号と聞こえたんですけども」の声あり）13号と申し上げたつもりです。では、もとへ。

日程第11 議案第13号 令和4年度立下町一般会計補正予算（第12号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 聞きそびれていた。すみませんでした。失礼いたしました。

では、民政費でまず質問したいと思いますが、ページ数が24ページです。保育所事務経費でお伺いします。

パートタイム会計年度任用職員の報酬が200万円追加になりました。これは何月分ということでしょうか。そして、どうして上がったんでしょうか伺います。

次に29ページで、多面的機能支払経費交付金で質問いたします。

説明の中で、600万円減額なんですけど、1事項取下げというふうにおっしゃったんだと思うんですけど、これはどこで、その理由は何でしょうか。そこでまずお願いします。

**議長（田中三江君）** 山口たてしな保育園長。

**たてしな保育園長（山口恵理君）** お答えいたします。パートタイム会計年度任用職員の報酬200万円ということですが、こちらは当初予定しておりました未満時の数が途中から増えたためです。そして、当初予算を立てた段階では名前のなかった2人分ということで、そちらが足りなくなったということで、200万円補正させていただきました。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田議員、所管の質問は委員会のほうでお願いいたします。

次の質問を小平副町長、お願いいたします。

**副町長（小平春幸君）** 私の方でお答えさせていただきたいと思います。

多面的機能支払交付金です。長寿命化交付金の配分額に応じた減額ということで、桐原区の農地維持共同交付金の取下げによる減額というふうに聞いております。

取下げた理由は、活動資金の繰越しが余剰しているということから取下げになったということでもあります。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** まず、所管なんですけど、あまりにも200万円というのは、3月、1か月、今やっているわけですから、1か月分のものでしょうか。あまりにも高いので、ちょっとびっくりして質問しているところです。

それから、今の桐原地区のことは了解しました。繰越金が余剰なので、あえて申請しないという答えでよろしいでしょうか。確認です。

次、新しいので28ページの農業振興経費で質問します。

その補助金で、新品種新技術実証試験で381万補正されていますけれど、これの中身はどういうことでしょうか。

また、その下の新型コロナウイルス対策で、農業に対する支援金が大幅に減額されています。今、原油物価高騰で大変、喉から手が出るほどお金が欲しいという人が多いと思うんですけど、これがどうしてこんなにたくさん減額されたのかについて伺います。

**議長（田中三江君）** 小平副町長。

**副町長（小平春幸君）** お答えいたします。新品種新技術実証試験補助事業ということで、農協の方で新たにブドウの新品種を栽培する方に対して取組を支援をするということで考えております。

当町の取組農家数は2戸、農家戸数2戸、取組面積は35アールというふうに聞いておまして、国の産地パワーアップ事業を活用して事業を行いまして、補助残額の3分の1を町が支援をするというものであります。

また、新型コロナウイルス対策の補助金ですが、執行率、かなりちょっと低いわけですけれども、明日の農業経営支援金、あと原油物価高騰対策事業支援金ということで見込みをしたわけですけれども、私ども周知もホームページ、あと農家回覧、農家といえますか全戸回覧、また、原油物価高騰対策につきましては全戸配布やらホームページ、有線等もしておりましたし、また、明日の農業経営支援金については申請期限を延長いたしまして周知をしたんですが、見込みより少なかったといった状況であります。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに。（発言の声あり）所管ではあれですか。7番、村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** それでは、保育園のことはまた所管で聞きますけれども、今の新型コロナウイルスの対策補助金ですけれど、やることはやったよと、周知はしたからこの分が申請率が低かったよということなんですけれど、地元の農家さんなんかに向うと、飼料とかそれから肥料とか、燃油もそうです。暖房のための。大変値上がりをして困っているというふうに伺っているんですけれど、単にペーパー上あるいはホームページ上で支援するだけではなく、個別の農家の聞き取りとか、スズメの涙ほどの補助金ではとてもやっていかれないという声も届いているんです。そこら辺の現状をつかむ努力というのは直接農家に電話をして聞くとか、尋ねるとか、そういうことはされたんでしょうか。その取組方について伺います。

何しろ1,600万も、約1,700万です。減額してしまうのはとってももったいないと思うんです。せっかく予算措置したのに生かされていないということだと思うんですけど、これ当初の見込みの何%の執行率ですか。最後なので伺います。

**議長（田中三江君）** 小平副町長。

**副町長（小平春幸君）** お答えいたします。個別の農家に一人一人連絡をしてということはもちろんできないわけでありまして、町側とすれば、そういった対象の方に届くように周知をしてきたところでありまして。

執行率につきましては、執行率といえますか、当初の見込みに対しての実績の執行率ですけれども、明日の農業経営支援金につきましては23%、原油物価高については47%といった執行率となっております。

以上です。

**議長（田中三江君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第14号

議長（田中三江君） 日程第12 議案第14号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。（発言の声あり）

所管ですが、質問されますか。（発言の声あり）

◎日程第13 議案第15号

議長（田中三江君） 日程第13 議案第15号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第16号

議長（田中三江君） 日程第14 議案第16号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第17号

議長（田中三江君） 日程第15 議案第17号 令和4年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） まず、予算書の5ページですが、指定管理者納付金が82万2,000円減額しています。本会議での提案理由のときには、町民シーズン券の割増し分だということをおっしゃいました。それで、町民シーズン券の割引率というのは金額にして幾らなのか。また、何人分なのかについてのまず数字的な問題についてお伺いをいたします。まずそれが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、索道事業全体についてお伺いします。

最近事故が起きました。新聞記事を見ましたら、指定管理者は白樺高原株式会社

となっていました。大変違和感を感じたわけですが、前に議決をしたときの指定管理者は檜山スノーテック株式会社ではなかったですか。その確認をお願いしたいと思います。そのまず2つ、お願いします。

議長（田中三江君） 村田議員、後の分は議題とはちょっと異なりますので答弁ができないかと思います。（発言の声あり）補正予算に関係したことのみの質問でお願いいたします。

7番（村田桂子君） 事業分野について聞けるんじゃないですか。国の予算委員会ではちゃんとした（ ）について聞けますよね。

議長（田中三江君） 暫時休憩とします。

（午前10時50分 休憩）

（午前10時52分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

小平副町長、答弁願います。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。指定管理者納付金につきましては、先ほどのおりでありまして、町民シーズン券の割引分を今回相殺をするといったところから82万2,000円減額をするものであります。

人数につきましては、大人から子どもまでおりますけれども、総数25名です。それで差額代として82万2,000円といった内訳になります。すみません、内訳ですと大人が10、ミドル60歳以上が6、中学生から大学生が1、70歳以上のシニアが3、子供が5名といった中で、25人分のシーズン券のものになります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうすると、これは指定管理者納付金ですから、指定管理者の納めるお金からその分を差っ引いて、つまり町民割引の分は町がお金を出しているということですよ。

私は指定管理者の努力で町民のシーズン券は安くしてもらっているものだとばかり思っていたので、町が負担しているんだというのは改めて思いました。ええというふうに驚きました。

それで質問なんです、その指定管理者納付金の減額している指定管理者は誰なんですかということなんです。そこをお答えください。それは関係ないことではないです。指定管理者納付金の額からその分を引いたんだから、一体それは誰に対して引いているんですか。白樺高原株式会社ですか、それとも檜山スノーテックですか。そこははっきりしてください。議会では檜山スノーテックしか指定管理として認めていませんよね、書面ではそうなっていますよね。何で新聞に白樺高原の名前が出てくるん



ですか、指定管理として。私そこは分かりません。そこははっきりさせてください。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。この町民シーズン券の相殺につきましては、今年が初めてやったわけじゃなくて、最初のシーズンから同じように町が負担をしてきております。のでご理解いただきたいと思います。

それと、指定管理者ですけれども、あくまでも町は檜山スノーテックと指定管理者の契約を結んでおりますし、檜山スノーテックが管理運営委託として白樺高原に委託をしているというふうに理解しております。

また、新聞記事等が出たものについては、記事が出たということですので、私どもからの情報提供ではありませんのでご承知願いたいと思います。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） これで最後ですので、言わせていただくんですけど、正確に町民の方から問合せが来るわけですよ。檜山スノーテックが指定管理じゃなかったのと、白樺高原株式会社と町は契約しているんかいって。いや、そんな覚えはありませんよと私は言うので、新聞記事が間違っているんだと思うんですが、そこの認識と、間違った記事は訂正してくださいと、檜山スノーテックですということをちゃんと町からも訂正するべきではないですか。そのことについてお伺いします。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 私どもは、あくまでも檜山スノーテックと指定管理をしているということは先ほどから申し上げておりました。新聞記事の訂正どうのこうのについては私どもから言う立場にないと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第18号

議長（田中三江君） 日程第16 議案第18号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第19号

議長（田中三江君） 日程第17 議案第19号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第20号

**議長（田中三江君）** 日程第18 議案第20号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第29号

**議長（田中三江君）** 日程第19 議案第29号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第30号

**議長（田中三江君）** 日程第20 議案第30号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第31号

**議長（田中三江君）** 日程第21 議案第31号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第32号

**議長（田中三江君）** 日程第22 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 総合整備計画ということで、おおむねは盛られているなというふうに思うんですけども、スキー場整備事業でお伺いたします。

この間も3億円近くのスノーマシン33台をやったわけですけども、さらにスキー場整備事業として5年から7年の3年間に2億8,000万、約3億円近いお金を事業費として積み上げてあるんですけど、これの主な内容は何でしょうか。どういう積み上げなのか、積み上げについて伺います。

議長（田中三江君） 暫時休憩とします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

小平副町長、答弁願います。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

辺地の総合整備計画のスキー場整備事業についてお答えしたいと思います。

先ほど来から村田議員さんは、スノーマシンの整備が既にやっているじゃないかなということでありましたが、それについては、一部分緊急性が求められるところについて整備をいたしました。が、まだまだ整備ができていない部分もございます。

そんなことも踏まえまして、今回の辺地事業計画をしたわけでありまして、2億8,900万円といたしまして、その内訳とすれば人工降雪機の整備も含めて4,000万円、圧接車の購入が6,000万円、人工降雪の資材といたしますか、給水栓の更新が3,000万円、残りは索道施設関連の新設更新ということで、今まで単独でやっていたものをこの辺地債を使いまして、リフトの整備等に充てることとして1億5,200万円を計画しているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 前回のスノーマシンの増設については、指定管理者のほうから言われた台数そのまま提示をしていたということが分かりました。町独自でちゃんと検証して、本当に必要かどうかということを検証する必要があるんじゃないかということも再三申し上げましたが、今回の積み上げの台数というのは、指定管理者から言われたままですか。確認です。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 協議をした上でありますが、言われたままではなく、町としてもそれに伴ってきちんと精査をしているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第33号

議長（田中三江君） 次に、日程第23 議案第33号 立科町町道路線の認定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第34号

議長（田中三江君） 日程第24 議案第34号 立科町町道路線の変更についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 請願第1号

議長（田中三江君） 日程第25 請願第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書（地方創生臨時交付金の活用）について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び請願については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、集合写真の撮影をしますので、皆さん全員玄関前に集合をお願いいたします。

（午前11時13分 散会）